

太平洋南部キンメダイの広域資源管理

1 資源の現状

キンメダイは主に九州南方から関東東沖に至る太平洋沿岸から小笠原諸島海域に分布する。主に房総沖から伊豆半島周辺、伊豆諸島周辺、室戸岬周辺の海域において、底立延縄、立縄、樽流し、一本釣り等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1都4県における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7,000トン台で安定していたが、2010年には5,676トン、2011年には5,236トンに減少した。資源水準は中位、資源動向は千葉県や伊豆大島および四国の沿岸漁場で減少、伊豆諸島等の沖合漁場で横ばいであると判断される。

2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業 底立てはえ縄漁業(東京都、静岡県)
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

3 資源管理の方向性(目標、期間等)

キンメダイの漁獲を行っている漁業のうち、公海における太平洋底刺し網等漁業及び底立てはえ縄漁業以外は自由漁業となっているため、今後、キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を安定的に維持、管理するための取組が重要である。

このため、関係漁業者による取組が行われている一都三県の太平洋南部海域において、これまでの取組を継続していくことにより、漁獲量を現状レベル程度以上で維持することを目標とする。

なお、漁獲努力量の削減措置については、これまで関係漁業者において実施されてきた資源管理の体制及び措置内容を尊重するとともに、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案して実施する必要があることから、関係の水産研究機関の協力を得ながら、関係漁業者の合意の下に進めていくこととする。

4 資源管理措置

(1) 回復計画で実施していた内容を引き続き継続。

関係漁業者の合意の下で、下記の漁獲努力量の削減措置を実施。

各海域ごとにきめ細かい措置が機動的に講じられている(別紙)。

①自由漁業 立縄漁業、知事許可漁業 底立てはえ縄漁業

- 小型魚の再放流
- 漁具・漁法の規制
- 休漁日・休漁期間の設定
- 操業規制区域の設定

②底刺し網 (太平洋広域漁業調整委員会承認漁業)

- 休漁設定
- 小型魚の保護
- 漁具の制限

③漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、その自主的な回収に努めるものとする。

5 関係者による連携を図るための体制

下記の行政・研究担当者会議及び漁業者協議会を通じて、資源状況や漁獲状況の把握、資源管理措置の確実な実施を図り、管理方策の改善を検討する。

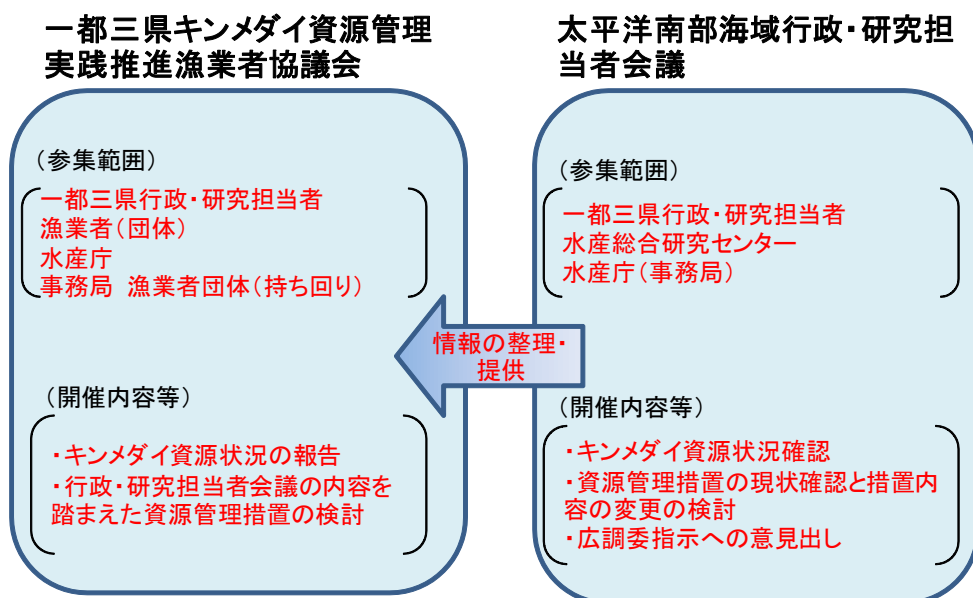


図 今後の資源管理実施体制

① 立縄漁業(自由漁業)及び底立てはえ縄漁業(知事許可漁業)

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型魚の再放流 ・ 漁具・漁法の制限 ・ 休漁日・休漁期間の設定 ・ 操業規制区域の設定等
東京都	大島周辺、新島(含式根島)周辺、神津島周辺、イナンバ、三宅島周辺、八丈島(青ヶ島含む)周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業(太平洋広域漁業調整委員会承認漁業)

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の(ア)から(ウ)の海域においては、11月1日から翌3月31日までの間において1ヶ月間の休漁を実施する。

(ア) 第1紀南海山

(イ) 第2紀南海山

(ウ) 駒橋第2海山

イ 小型魚の保護(全長制限)

小型魚の保護育成のため、全長28センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で120ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき600メートル以内とし、1回の操業において投網できる連の数は5連までとする。

キンメダイに係る資源管理措置

県名		千葉県			
海域		銚子沖	勝浦沖	東京湾口	伊豆諸島
小型魚の再放流		全長25cm以下	全長25cm以下	全長22cm以下	大島～神津島周辺 全長22cm以下 三宅島～八丈島周辺 全長24cm以下
夜間操業		禁止	禁止	—	大島周辺の乳ヶ崎、 波浮口及び三七山の 各漁場では周年禁止
樽流し漁法		禁止	禁止	禁止	禁止
漁具・漁法の制限	釣数	60本／縄以内	1回目 150本／縄以内 2回目 50本／縄以内	夜間 30本／縄以内	三宅島周辺(昼間) 50本／縄以内 夜間操業可能な漁場 35本／縄以内
	縄数	乗組員数+1本	乗組員数	乗組員数+1本	大島周辺 巻揚機 1台／人 その他の漁場 乗組員数+1本
	操業時間	—	操業時期に合わせて 操業開始時刻と最終 投縄時刻を規定	夜間操業の終了時刻 4～9月:05:00 10～3月:06:00	三宅島の三本漁場での 夜間操業の時間帯 日没から日の出まで
	釣餌	—	サンマ、イワシ禁止	—	イワシ禁止;全漁場 サンマ禁止;三宅島周辺 及び大野原島南西8マ イル以内
	定期休漁日	毎週日曜日・祝日	毎週土曜日 (12月のみ第1・第3 土曜)	毎月第1土曜の前夜	毎月第1土曜の前夜
休漁期間	1月～4月(台形場)	7～9月	—	—	
操業規制区域	—	漁場区域外の水深 200m以浅海域でも 休漁期間中は操業禁 止	—	—	
その他	—	—	—	操業時に小型魚主体の 漁獲が認められた漁場 では操業自粛	

キンメダイに係る資源管理措置

県名	東京都(その1)			
海域	大島周辺	新島(含式根島)周辺	神津島周辺	イナンバ
小型魚の再放流	全長22cm以下	全長24cm以下	全長24cm以下	全長24cm以下
夜間操業	周年操業禁止	周年操業禁止	周年操業禁止	周年操業禁止
漁具・漁法の制限	樽流し漁法	禁止	禁止	禁止
	釣数	釣針数 50本/縄以内	釣針数 50本/縄以内	釣針数 50本/縄以内
	縄数	2縄/人以内 (全乗組員数+1縄)	2縄/人以内	2縄/人以内
	操業時間	—	—	—
	釣餌	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止
定期休漁日	—	—	—	—
休漁期間	7~8月の間の 16日間以上	7~8月の間の 16日間以上	7~8月の間の 16日間以上	7~8月の間の 16日間以上
操業規制区域	—	—	—	—
その他	小型魚主体の漁場では操業を自粛	小型魚主体の漁場では操業を自粛	小型魚主体の漁場では操業を自粛	小型魚主体の漁場では操業を自粛 漁場内徐行

キンメダイに係る資源管理措置

県名	東京都(その2)		
海域	三宅島周辺	八丈島(青ヶ島含む)周辺	
小型魚の再放流	全長24cm以下	全長30cm以下	
夜間操業	周年操業禁止	周年操業禁止	
漁具・漁法の制限	樽流し漁法	禁止	禁止
	釣数	釣針数 50本/縄以内	釣針数 50本/縄以内
	縄数	2縄/人以内	2縄/人以内
	立縄漁業 操業時間	-	-
	釣餌	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止	イワシ禁止 サンマ禁止 鮭のハラモ禁止
定期休漁日	-	-	
休漁期間	7~8月の間の 16日間以上	7~8月の間の 16日間以上	
操業規制区域	-	-	
その他	小型魚主体の漁場では操業を自粛	小型魚主体の漁場では操業を自粛	

キンメダイに係る資源管理措置

県名		神奈川県		
海域		東京湾口	伊豆東岸	伊豆諸島
小型魚の再放流		全長22cm以下	全長28cm以下	大島～神津島周辺 全長22cm以下 三宅島～八丈島周辺 全長24cm以下
夜間操業		—	自粛	大島周辺の乳ヶ崎、 波浮口及び三七山の 各漁場では周年自粛
漁具・漁法の制限	樽流し漁法	禁止	禁止	禁止
	釣数	夜間操業の場合 30本／縄以内	賀茂地区 70本／縄以内 伊東地区 40本／縄以内	三宅島周辺(昼間) 50本／縄以内 夜間操業可能な漁場 35本／縄以内
	縄数	乗組員数+1本	乗組員数+1本	大島周辺 巻揚機 1台／人 その他の漁場 乗組員数+1本
	操業時間	夜間操業の終了時刻 4～9月:05:00 10～3月:06:00	操業開始時刻 時期毎に設定 操業終了時刻 14:00	三宅島の三本漁場で の夜間操業の時間帯 日没から日の出ま で
	釣餌	—	—	イワシ禁止;全漁場 サンマ禁止;三宅島 周辺及び大野原島南 西8マイル以内
定期休漁日	毎月第1土曜の前夜	賀茂地区 毎週土曜日 伊東地区 毎週土曜日	—	
休漁期間	—	—	—	
操業規制区域	—	水深200m以浅の大陸棚 海域は操業禁止	—	
その他	—	—	操業時に小型魚主体 の漁獲が認められた 漁場では操業自粛	

キンメダイに係る資源管理措置

県名		静岡県	
海域		伊豆諸島(※立縄漁業に限る)	静岡県海面
小型魚の再放流	全長22cm以下 大島～神津島周辺	全長24cm以下 三宅島～八丈島周辺	全長28cm(300g)以下
夜間操業	自粛		自粛
樽流し漁法	—		樽数15個以下
漁具・漁法の制限	立縄漁業・底立てはえ縄漁業		
	釣数	三宅島周辺(昼間) 50本/縄以内 夜間操業可能な漁場 35本/縄以内	—
	縄数	大島周辺 巻揚機 1台/人 その他の漁場 乗組員数+1本	—
	操業時間	三宅島の三本漁場での夜間操業の時間帯 日没から日の出まで	—
釣餌	イワシ禁止;全漁場 サンマ禁止;三宅島周辺及び 大野原島南西8マイル以内	—	—
定期休漁日	—	—	1ヶ月のうち4日以上 (底立て延縄)
休漁期間	—	—	7～8月に連続した14日以上 (樽流し漁業)
操業規制区域	—	—	水深200m以浅の大陸棚海域は操業 禁止
その他	—	—	地区の習慣や漁業者団体の申し合わせを守る